

1. 平成29年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年と比べ、**実施者数で4,460人から、6,635人に増加**。実施日数の人日ベースでも、**17,775人日から28,038人日へ増加**。（職員総数は約5.3万人。うちテレワーク実施が認められている人数は約4万人）
2. **職員総数に占める実施割合は8.6%から12.4%**（テレワーク実施可能職員に対する割合では10.8%から16.6%）へ増加。
3. 省庁別の実施割合は、**1%から52%まで開きがある**。
4. 目的別では、**テレワーク勤務の試行・推進、育児、生産性向上が多い**。
5. 実施頻度別では、**年数回程度が多いが、月数回や週数回の事例もある**。
6. テレワークで行った業務は、**会議等の資料作成が最も多い**。
7. 場所別では、**自宅が殆どであるが、実家、サライトオフィスを利用している事例等もある**。
8. 時間別では **1日単位での取得が殆どであるが、半日や時間単位の事例もある**。

<参考：「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日決定）>

同計画の施策集項目Ⅱ-1-(9)人材育成、普及啓発等【基本法第17条、第18条関係】の中に、以下のとおり国家公務員に関して記載。

■国家公務員について、2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。